

霧島市奨学資金条例の一部改正について

霧島市奨学資金条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市奨学資金条例の一部を改正する条例

霧島市奨学資金条例（平成17年霧島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 国、県又はその他の奨学資金を受けることができる者は、奨学生となることはできない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第3条に規定する学資支給（以下「学資支給」という。）の受給は、この限りでない。

第3条第1項ただし書中「し、又は免除された」を「され、若しくは免除された者又は学資支給を受給する」に改め、「者は、」の次に「月額に換算した当該」を加え、「額を」を「額（100円未満を切り上げる。）及び受給額を別表に定める額から」に改める。

第5条及び第6条中「市教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「市教育委員会」を「市長」に改め、第2号中「を減額し」を「が減額され（当該額に変更があったときを含む。）」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学資支給を受給するとき（受給額に変更があったときを含む。）。

第8条中「いつでも」を「随時」に、「市教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「奨学資金」の次に「の貸与」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 奨学生に係る第3条第1項ただし書に規定する月額に換算した減免の額及び受給額が、別表に定める額を超えるときは、当該期間中、奨学資金の貸与を休止する。

第12条、第13条、第14条第2項及び第15条中「市教育委員会」を「市長」に改める。

附則第4項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定、第3条の改正規定、第7条第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第9条に1項を加える改正規定及び附則第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による高等教育無償化制度の創設を受け、当該制度による国の支援額が本条例による奨学資金の貸与上限額に満たない者に対してその差額分の貸与を可能とすることにより、貸与希望者にとっての奨学資金の選択の幅を広げるとともに、より利用しやすい制度とするため、本条例の所要の改正をしようとするものである。